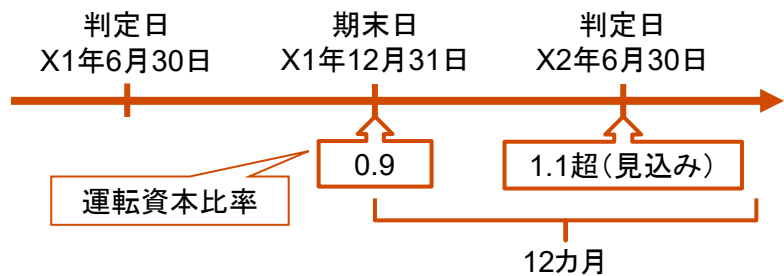


## 「特約条項付の非流動負債」 (IAS第1号「財務諸表の表示」の修正)の公表

国際会計基準審議会 (IASB) は、2022年10月31日、特約条項付の長期借入に関する情報を改善するため、IAS第1号「財務諸表の表示」の狭い範囲の修正を公表しました。本修正は、2020年1月に公表されたIAS第1号の修正「負債の流動又は非流動への分類」(「2020年修正」)の追加修正となります。

本修正は、2020年修正と合わせて、2024年1月1日以後開始する事業年度に適用されます(2020年修正と合わせた早期適用が可能)。

### <背景>



### <2020年修正>

長期借入金で、X2年6月30日の特約条項\*について、X1年12月31日現在で遵守していない場合、負債を流動負債に分類

\* 毎年6月30日の財政状態に基づく運転資本比率がxx%以上

流動負債に分類することに懸念あり

### <修正>

x1年12月31日現在で遵守していない場合でも、非流動負債に分類

- 負債の決済を延期する権利が期末日後における特約条項への準拠を条件としている場合、当該特約条項は期末日における負債の流動または非流動の分類に影響を与えない
- 特約条項付の非流動負債について、注記において特約条項の内容等に関して開示することを企業に要求する

### <事例: X1年12月末決算、特約条項付の長期借入金の負債の分類>

	修正前(2020年修正)	修正後
運転資本比率の特約条項	X2年6月末 1.0超 判定日:6月末	X2年6月末 1.0超 判定日:6月末
運転資本比率	X1年12月末 0.9 X2年6月末 1.1(見込み)	X1年12月末 0.9 X2年6月末 1.1(見込み)
X1年12月末の負債の分類	流動	非流動 開示必要

# IFRSの開発をめぐる最新の動向(1/2)

## のれんと減損プロジェクト — ディスカッション・ペーパー(DP)公表後の状況

IASBは、改訂IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューを契機に、のれんの当初認識後の会計処理と減損テストの改善の検討を開始し、現在は、2020年3月に公表したDP「企業結合—開示、のれん及び減損」の予備的見解の再審議を行っています。2022年11月のIASB会議では、のれんの当初認識後の会計処理について、減損のみのモデルの維持を暫定決定しています。

2020年3月	DP公表	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 取得およびその後の業績についての開示を拡充(企業結合の目的、のれんのシナジーの内容など)</li><li>■ のれんの償却は再導入せず、減損テストについて簡素化</li></ul>
2021年9月	のれん償却再導入の審議を延期	<ul style="list-style-type: none"><li>■ DPの企業結合に関する開示要求の予備的見解(パッケージ)について暫定的な決定を行う</li><li>■ のれんの当初認識後の会計処理(のれんの耐用年数と減衰するパターンの見積りの実行可能性及び償却モデルに移行した場合ののれん残高への影響)について追加の分析を行う</li></ul>
2022年9月	開示案の方向性に関する暫定決定	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 開示の方向性 期待されるシナジーに関する定量的な情報の開示、企業結合後の被取得企業の業績等に関する情報の開示、一定の状況においては、企業結合の開示を免除</li></ul>
2022年11月	事後の会計処理に関する暫定決定	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>のれんの当初認識後の会計処理について減損のみのモデルの維持を暫定決定</b> 減損のみのモデルと償却を伴うモデルのどちらが優れているかを決定するものではない 現行の要求を変更する説得力のある証拠が十分でないため、償却再導入をこれ以上検討しない</li></ul>
早ければ2022年12月	プロジェクトの方向性決定	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 基準設定フェーズに移行するかどうかを審議予定</li></ul>
2023年以降	公開草案公表検討	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 公開草案を公表する場合、公表前に、取得後の業績についてのより良い開示を要求する提案の詳細を最終確定するとともに、減損テストに対する改善および簡素化を検討</li></ul>

## 国際税務改革 — ピラー2モデルルール(2023年1月に公開草案公表予定)

- OECDピラー2モデルルール(グローバル税源浸食防止案、「GloBE」)(※)が2023年に各国に導入される見込のため、緊急検討
- 各法域で具体的な税制対応を検討中だが、特に繰延税金資産および繰延税金負債の認識および測定に対する影響の可能性を含め、実務上の課題が多い

※ グローバルの年間連結収入が7億5千万ユーロ以上の多国籍企業が適用対象となり、15%の最低法人実効税率の税金を支払うことになる(各国・地域のGloBE実効税率を計算し15%のミニマム税率との差異についてはトップアップ税を支払う義務が生じる)。

- 2023年1月に公開草案公表予定、以下暫定決定
- ✓ ピラー2モデルルール適用から生じる繰延税金について会計処理の一時的例外を導入
- ✓ 影響を受ける企業に対して開示を要求(一時的例外を適用した旨、ピラー2トップアップ税に係る当期税金費用等)

# IFRSの開発をめぐる最新の動向(2/2)

## IFRS第9号「金融商品」—分類・測定の適用後レビュー(PIR)

IASBは、IFRS第9号のうち分類・測定の適用後レビューとして、2021年9月に公表した情報要請に対するフィードバックに基づき審議を行い、PIRについての報告書およびフィードバック・ステートメントを2022年12月21日に公表しました。PIRを実施した結果、IFRS第9号に示されている要求事項はその意図に沿って機能し、財務諸表利用者に有用な情報を提供していると結論付けました。

### <プロジェクトのタイムライン>



### <PIRを実施した結果、識別されたリサーチおよび基準設定領域>

#### 早急な対応が必要な事項

ESG連動要素のある金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

2022年5月、契約上のキャッシュ・フローの特性を評価するための要件を明確化する目的で、維持管理プロジェクトを開始することを決定

契約上リンクしている金融商品に対する契約上のキャッシュ・フローの特性の評価の適用の明確化

2022年5月、明確化することを決定

金融資産又は負債の決済としての電子送金

2022年10月、維持管理プロジェクトに追加することを決定し、所定の要件が満たされる場合には企業が現金を決済日に引き渡す前に金融負債の認識の中止を行うことを認めるという会計方針の選択肢を今後公表予定の公開草案に含める予定

資本性金融商品(OCI表示の選択)の開示

2022年10月、IAS第7号「金融商品：開示」を修正し、以下の開示を要求することを暫定決定し、今後公表予定の公開草案に含める予定

- ・OCI表示の選択肢が適用されている持分投資の報告期間の末日現在の公正価値の総額
- ・当期中にOCIに認識した公正価値変動

#### リサーチ・パイプラインに追加される事項

金融資産および金融負債の条件変更

償却原価測定と実効金利法

2022年7月、IFRS第9号の要求事項を効果的に明確化できるかどうかを検討するため、左記をリサーチ・プロジェクトに追加することを決定

# How PwC can help

## PwCがお手伝いできること

IFRS導入支援	グローバル勘定科目 統一支援	内部監査支援	決算期統一・ 決算早期化支援
全面的なIFRS コンバージョン 支援から、特定 領域のみのアド バイザリーまで幅 広くご支援します。	経営情報の比較 可能性向上と業 務効率化のため、 勘定科目の整備 と会計マニュアル の作成をご支援 します。	アドバイスから、 リソースの提供、 アウトソーシング まで、クライアント の体制とニーズに 適した関与形態で ご支援します。	決算早期化の 阻害要因を解決 し、マネジメント サイクルの統一 をご支援します。



日本企業をとりまく状況  
グローバル化の進展・加速

海外子会社とのコミュニケーション/協働体制を推進する必要性  
グローバル経営管理体制の強化/再構築の必要性

企業買収・再編関連 会計アドバイザリー	経理人材育成 の研修支援	海外進出の 総合支援	複雑な会計領域 のアドバイス
M&Aなどの取引 実行前段階から 実行後段階まで、 全ての場面で 会計アドバイスを 提供します。	クライアントの ニーズに合致した カスタマイズした 研修を提供して、 経理人材の育成 を支援します。	海外進出に当たり、 現地調査から 設立手続きまで 総合的に支援し ます。	複雑な会計領域 について、戦略的 な会計処理を ご提案します。

# Contact us

## PwC Japanグループの主な法人

PwCあらた有限責任監査法人

PwC京都監査法人

PwCコンサルティング合同会社

PwCアドバイザリー合同会社

PwC税理士法人

PwC弁護士法人

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファーム  
およびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、  
相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、  
ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

## PwC Japan IFRS ウェブサイト:

<https://www.pwc.com/jp/ja/ifrs.html>

## Viewpoint (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):

<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

## PwC Japan IFRS プロジェクト室:

E-mail: [jp\\_aarata\\_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com](mailto:jp_aarata_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com)